

令和 2 年 6 月 1 5 日

洞 爺 湖 町 議 会 令 和 2 年 6 月 会 議
議 案

附 議 議 案

議 案 番 号	件 名
報 告 第 1 号	令和元年度虻田郡洞爺湖町一般会計繰越明許費繰越額の報告について
報 告 第 2 号	洞爺湖町国民保護計画変更の報告について
議 案 第 3 号	洞爺湖町税条例の一部改正について
議 案 第 4 号	洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正について
議 案 第 5 号	洞爺湖町介護保険条例の一部改正について
議 案 第 6 号	工事請負契約の締結について (アイヌ民族共生拠点施設新築工事 (建築工事))
議 案 第 7 号	工事委託協定の締結について (洞爺湖町公共下水道虻田下水終末処理場他の建設工事)
議 案 第 8 号	財産の取得について (小型ノンステップバス)
議 案 第 9 号	財産の取得について (除雪ドーザ 8 t 級)
議案第 10 号	令和 2 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算 (第 3 号)
議案第 11 号	令和 2 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
議案第 12 号	令和 2 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
議案第 13 号	令和 2 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
議案第 14 号	令和 2 年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
議案第 15 号	令和 2 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)

報告第1号

令和元年度虻田郡洞爺湖町一般会計繰越明許費繰越額の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、別表第1「令和元年度虻田郡洞爺湖町一般会計繰越明許費繰越計算書」のとおり報告する。

令和2年6月15日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

別表第 1

令和元年度虻田郡洞爺湖町一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳				
					既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一般財源
						国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			円	円	円	円	円	円	円
10 教育費	2 小学校費	GIGAスクール整備事業	27,300,000	27,300,000		12,340,000	12,300,000		2,660,000
10 教育費	3 中学校費	GIGAスクール整備事業	17,744,000	17,744,000		8,020,000	8,000,000		1,724,000
10 教育費	4 社会教育費	世界遺産4道県共通サイン設置事業	4,610,000	4,610,000					4,610,000
合 計			49,654,000	49,654,000		20,360,000	20,300,000	0	8,994,000

令和2年5月31日

洞爺湖町長 真屋 敏 春

報告第2号

洞爺湖町国民保護計画変更の報告について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第35条第6項の規定に基づき、別冊のとおり洞爺湖町国民保護計画を変更したので報告する。

令和2年6月15日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

議案第3号

洞爺湖町税条例の一部改正について

洞爺湖町税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月15日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

洞爺湖町税条例の一部を改正する条例

第1条 洞爺湖町税条例（平成18年洞爺湖町条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則第10条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条又は第62条」を、「又は法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条若しくは第62条」を加える。

附則第10条の2第24項中「をいう」の次に「。第27項において同じ」を加え、同条に次の1項を加える。

27 法附則第62条に規定する条例で定める割合は零（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物にあつては、零）とする。

附則第15条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続き等）

第24条 第9条第7項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について、第9条第8項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第9項第4号に規定する条例で定める場合について、それぞれ準用する。

2 第10条第1項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権について、第10条第2項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の3第1項第7号に規定する条例で定める場合について、それぞれ準用する。

第2条 洞爺湖町税条例の一部を次のように改正する。

附則第10条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第10条の2第27項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則に次の2条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄付金税額控除の特例）

第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、町長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

議案第4号

洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正について

洞爺湖町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月15日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

洞爺湖町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

洞爺湖町国民健康保険税条例（平成18年洞爺湖町条例第106号）の一部次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免の特例）

24 新型コロナウイルス感染症の影響により第25条の2第1項の規定の適用を受ける者については、同条第2項の規定にかかわらず、同項に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して町長に提出した場合において、町長が必要と認めるときは、令和元年度分及び令和2年度分の保険税であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されている保険税の全部又は一部について減免する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 号

洞爺湖町介護保険条例の一部改正について

洞爺湖町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 1 5 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

洞爺湖町介護保険条例の一部を改正する条例

洞爺湖町介護保険条例（平成 1 8 年洞爺湖町条例第 1 0 7 号）の一部次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免の特例）

- 1 3 新型コロナウイルス感染症の影響により第 1 2 条の規定の適用を受ける者については、同条第 2 項の規定にかかわらず、同項に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して町長に提出した場合において、町長が必要と認めるときは、令和元年度分及び令和 2 年度分の保険料であって、令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されている保険料の全部又は一部について減免する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第6号

工事請負契約の締結について

次のとおり契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第39号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月15日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

- 1 工 事 名 アイヌ民族共生拠点施設新築工事（建築工事）
- 2 工 事 場 所 虻田郡洞爺湖町本町1番地
- 3 契約の方法 指名競争入札
- 4 契約金額 金135,740,000円
- 5 工 期 契約の日から令和2年12月18日まで
- 6 契約の相手方 虻田郡洞爺湖町入江162番地3
高清水・リフォーム成田経常建設共同企業体
代表者 高清水建設株式会社
代表取締役 三 好 健 一
構成員 リフォーム成田株式会社
代表取締役 三 橋 憲 二

議案第7号

工事委託協定の締結について

次のとおり、工事の委託協定を締結する。

令和2年6月15日提出

虻田郡洞爺湖町長 真 屋 敏 春

- 1 委託工事名 洞爺湖町公共下水道虻田下水終末処理場他の建設工事
- 2 協定の方法 随意契約
- 3 協定金額 金470,000,000円
- 4 工 期 協定の日から令和4年3月11日まで
- 5 協定相手方 東京都文京区湯島二丁目31番27号
日本下水道事業団
理事長 辻 原 俊 博

議案第8号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第39号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月15日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

- 1 取得する財産 小型ノンステップバス
- 2 数 量 1台
- 3 契約の方法 随意契約
- 4 取得価格 金20,371,220円
- 5 取得先 登別市栄町1丁目15番地5
北海道日野自動車株式会社 室蘭支店
支店長 羽 田 英 人

議案第9号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第39号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月15日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

- 1 取得する財産 除雪ドーザ8 t 級
- 2 数 量 1 台
- 3 契約の方法 指名競争入札
- 4 取得価格 金13,365,000円
- 5 取得先 石狩市新港西3丁目737番13号
コマツカスタマーサポート株式会社 北海道カンパニー
社長 山 原 茂 樹

議案第10号

令和2年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第3号）

令和2年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ104,733千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,774,239千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

（一時借入金の補正）

第3条 一時借入金の借入れの最高額に1,000,000千円を追加し、一時借入金の借入れの最高額を2,000,000千円とする。

令和2年6月15日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15. 国 庫 支 出 金		1,852,701	27,155	1,879,856
	2. 国 庫 補 助 金	1,587,859	27,155	1,615,014
16. 道 支 出 金		462,380	72	462,452
	1. 道 負 担 金	183,955	72	184,027
18. 寄 附 金		98,000	△ 1,000	97,000
	1. 寄 附 金	98,000	△ 1,000	97,000
19. 繰 入 金		541,707	△ 30,100	511,607
	1. 繰 入 金	541,707	△ 30,100	511,607
20. 繰 越 金		20,000	87,171	107,171
	1. 繰 越 金	20,000	87,171	107,171
21. 諸 収 入		61,197	1,335	62,532
	5. 雑 入	45,706	1,335	47,041
22. 町 債		899,000	20,100	919,100
	1. 町 債	899,000	20,100	919,100
歳 入 合 計		8,669,506	104,733	8,774,239

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 議 会 費		60,913	△ 1,660	59,253
	1. 議 会 費	60,913	△ 1,660	59,253
2. 総 務 費		473,319	10,213	483,532
	1. 総 務 管 理 費	441,829	7,833	449,662
	2. 徴 税 費	6,735	2,380	9,115
3. 民 生 費		1,760,211	72	1,760,283
	1. 社 会 福 祉 費	1,252,912	72	1,252,984
4. 衛 生 費		391,557	△ 400	391,157
	1. 保 健 衛 生 費	126,435	△ 400	126,035
7. 商 工 費		600,280	△ 26,227	574,053
	1. 商 工 費	98,739	△ 27,090	71,649
	2. 観 光 費	501,541	863	502,404
8. 土 木 費		1,358,891	△ 3,000	1,355,891
	2. 道 路 橋 梁 費	578,122	△ 3,000	575,122
	3. 河 川 費	5,300	0	5,300
10. 教 育 費		582,060	38,874	620,934
	1. 教 育 総 務 費	107,037	△ 1,132	105,905
	2. 小 学 校 費	62,490	17,599	80,089
	3. 中 学 校 費	62,686	10,683	73,369
	4. 社 会 教 育 費	281,580	13,923	295,503
	5. 保 健 体 育 費	68,267	△ 2,199	66,068
13. 予 備 費		17,484	71,441	88,925
	1. 予 備 費	17,484	71,441	88,925

[illegible]

第2表 地方債補正

1. 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
緊急浚渫推進事業	900	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金又はその他資金とし、その融資条件による。 ただし、町財政の都合により措置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

2. 変更

(単位：千円)

起債の目的	変 更 前				変 更 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
入江・高砂貝塚保存活用事業	47,800	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金又はその他資金とし、その融資条件による。 ただし、町財政の都合により措置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。	67,000	同左	同左	同左

議案第 11 号

令和 2 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 23,606 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,459,275 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 6 月 15 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

[illegible]

(単位：千円)

-19-

議案第 12 号

令和 2 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 13,336 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 804,958 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 2 年 6 月 15 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

[illegible]

第2表 債務負担行為補正

1. 変更

(単位：千円)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
終 末 処 理 場 汚 泥 処 理 設 備 更 新 事 業	自 令和2年度 至 令和3年度	342,000	同 左	369,000

第3表 地方債補正

1. 変更

(単位：千円)

起債の 目 的	変 更 前				変 更 後			
	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法
公共下水道事業	131,700	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借入れる 資金につ いて、利率 見直しを 行った後 において は、当該見 直し後の 利率)	政府資金 又はその他 資金とし、 その融資条 件による。 ただし、 町財政の都 合により措 置期間及び 償還期限を 短縮し、も しくは繰上 償還又は低 利に借換え ることがで きる。	119,500	同左	同左	同左

議案第 13 号

令和 2 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3, 8 5 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 1 0 8, 0 3 6 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 6 月 1 5 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

[illegible]

議案第14号

令和2年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

令和2年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,376千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ223,823千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月15日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

[illegible]

議案第15号

令和2年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和2年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,279千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ178,743千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月15日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

[illegible]

